が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合には、当該二以上の年度（当該特定行為に基づいて、この項の検定審査不合格の決定が行われた後の年度を除く。）に行われる検定審査

三　検定審査不合格の決定が行われた後に当該図書に係る特定行為が認められた場合であって、当該図書について第十二条第一項の規定による再申請が可能であるとき　当該特定行為が認められたときから直近の再申請に基づいて行われる検定審査

（不合格図書の再申請）

第十二条　申請図書又は修正が行われた申請図書について、第七条第一項若しくは第三項又は第十条第二項若しくは第三項の検定審査不合格の決定の通知を受けた者は、その図書に必要な修正を加えた上、文部科学大臣が別に定める期間内に再申請することができる。

2　前項の規定による再申請は、一の図書につき二回を超えて行うことができない。

（検定審査料）

第十三条　検定審査料は、申請図書につき文部科学大臣が別に定めるところにより算定したページ数を、小学校用の図書にあっては二百七十円、中学校用の図書にあっては四百四十円、高等学校用の図書にあっては五百四十円に乗じて得た額とする。ただし、これによって算定した額が申請図書一件につき五万四千円未満のときは、五万四千円とする。

2　検定審査料は、文部科学省初等中等教育局長が別に定める期日までに国庫に納付しなければならない。

3　申請者が前項に規定する期日までに検定審査料を納付しないときは、その申請は取り下げたものとみなす。

（不合格図書の再申請）

第十二条　申請図書又は修正が行われた申請図書について、第七条第一項又は第十条第二項若しくは第三項の検定審査不合格の決定の通知を受けた者は、その図書に必要な修正を加えた上、文部科学大臣が別に定める期間内に再申請することができる。

［項を加える。］

（検定審査料）

第十三条　検定の審査料は、申請図書につき文部科学大臣が別に定めるところにより算定したページ数を、小学校用の図書にあっては二百七十円、中学校用の図書にあっては四百四十円、高等学校用の図書にあっては五百四十円に乗じて得た額とする。ただし、これによって算定した額が申請図書一件につき五万四千円未満のときは、五万四千円とする。

［項を加える。］

4　第二項に規定する納付の方法については、文部科学省初等中等教育局長が別に定める。

5　検定審査料は、これを納付した後においては、返還しない。

第三章　検定済図書の訂正等

（参照するウェブサイトの内容の変更の手続）

第十五条の二　検定を経た図書について、当該図書中にウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）が記載されている場合であって、当該ウェブサイトの内容を変更しようとするときは、発行者は、文部科学大臣が別に定める日までにあらかじめ文部科学大臣へ報告するものとする。

2　前項の報告をしようとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による変更報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［条を加える。］

2　納付した検定審査料は返還しない。

第三章　検定済図書の訂正

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年二月十五日から施行する。